

令和4年度の診療報酬改定で、要件化がさらに拡大される見込みです！

見逃し配信もあります！

参加無料

データ提出加算準備セミナー

開催日時と内容 ※オンラインでの開催となります（無料／予約制）

日時

3月24日(木)
14:00～15:00

内容

- ・データ提出加算の施設基準
- ・DPCデータの作成方法
- ・様式1作成ソフトのご紹介

セミナー後、3/25(金)～3/31(木)の期間は見逃し配信(録画)をいたします。
「当日は都合が合わない…」という方も是非お申込みください。

- ・これから「データ提出加算」の届出を検討なさる病院様向けの内容です。
- ・セミナーのお申込み方法は、裏面をご確認ください。

新たにデータ提出加算の届出が要件となる入院料

地域一般入院基本料、専門病院入院基本料(13対1)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料(精神科救急入院料)

病床数や入院料の構成によっては、届出のチャンスは残り3回となる見込みです。

経過措置により届出を保留されている病院様へ

前回の改定において、経過措置“データ提出加算が困難である正当な理由(電子カルテが導入されていない等)がある場合に限り、当分の間、免除される”(医科点数表抜粋)に該当し、届出を見送られている病院様もいらっしゃるかと存じます。

病床数や入院料の構成によっては、上記経過措置が適用されなくなる可能性もありますので、この機会に、届出の手順や、必要な準備事項を再確認されてはいかがでしょうか。

セミナーへの参加が難しい方、詳細を確認したい方は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00139.html

中央社会保険医療協議会 総会(第516回)議事次第 ○答申について